

# 一括表示

名称	チョコレート
原材料名	砂糖、ココアバター、植物油脂、全粉乳、カカオマス、乳糖、脱脂粉乳、乳化剤、香料、酸化防止剤(ビタミンE:大豆由来)
内容量	240g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存ください。
開封後の取り扱い	冷蔵(10℃以下)で保存してください。
原産国名	ベルギー
製造者	(株)〇〇物産 CD 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇

20g×12枚ではだめ、  
内容総量は必ず記載  
する

枠外記載では具体的  
な場所が解り難い

賞味期限 2011. 12. 7

## 栄養成分表示1個(20g)あたり

エネルギー	105kcal
たんぱく質	1.5g
脂質	6.8g
炭水化物	11.0g
ナトリウム	13mg
カルシウム	50mg

## 裏面

### 栄養成分表示(1粒100mg中)

熱量	0.8kcal
炭水化物	0.01g
たんぱく質	0.01g
ナトリウム	0.005g
コラーゲン	0.01g

名称は具体的に一般的な名称(食品衛生法、JAS法)

例、ビタミンC含有食品等

### <お召し上がり方>

1日1~2粒を目安に、水またはぬるま湯と一緒に召し上がり下さい。

内容総量を記載すること「約」とはしない(JAS法)

名称 : つるつる丸粒くん  
原材料名 : デキストリン、コラーゲン、ビタミンC、ヒアルロン酸、結晶セルロース  
内容量 : 100mg × 約100粒  
賞味期限 : 枠外記載  
保存方法 : 冷暗所に保存してください。  
販売者 : ○○株式会社

賞味期限2011. 3. 18

## 裏面

### 栄養成分表示(1粒100mg中)

熱量	0.8kcal
炭水化物	0.01g
たんぱく質	0.01g
ナトリウム	0.005g
コラーゲン	0.01g

### ＜お召し上がり方＞

1日1～2粒を目安に、水またはぬるま湯と一緒に召し上がり下さい。

名称 : つるつる丸粒くん  
原材料名 : デキストリン、コラーゲン、ビタミンC  
ヒアルロン酸、結晶セルロース  
内容量 : 100mg × 約100粒  
賞味期限 : 枠外記載  
保存方法 : 冷暗所に保存してください。  
販売者 : ○○株式会社

賞味期限2011. 3. 18

枠外の表示位置が不明  
(JAS法)  
この場合は枠外下部に記載

製造所固有記号がない  
(食品衛生法)  
住所も記載する  
(食品衛生法、JAS法)

## 裏面

栄養成分表示(1粒100mg中)	
熱量	0.8kcal
炭水化物	0.01g
たんぱく質	0.01g
ナトリウム	0.005g
コラーゲン	0.01g

栄養表示をする場合は

- 1 熱量
- 2 たんぱく質
- 3 脂質
- 4 炭水化物
- 5 ナトリウム

がこの順番に記載する必要がある(健康増進法)

ナトリウムの単位はmg又はミリグラム、1000mg以上はグラムでも可

栄養成分以外の成分の表示は枠外記載等区別する(健康増進法)

### <お召し上がり方>

1日1~2粒を目安に、水またはぬるま湯と一緒に召し上がり下さい。

名称 : つるつる丸粒くん  
原材料名 : デキストリン、コラーゲン、ビタミンC  
ヒアルロン酸、結晶セルロース  
内容量 : 100mg × 約100粒  
賞味期限 : 枠外記載  
保存方法 : 冷暗所に保存してください。  
販売者 : ○○株式会社

賞味期限2011. 3. 18

## 表面

# つるつる丸粒くん

### <特徴>

1粒でお肌がぷるんぷるん生まれかわります。

特許の技術により皮膚への収が世界最速に

ビタミンCもたっぷり配合

ビタミンCを強調表示する場合は高い旨の基準を満たしていることが必要。  
強調表示をした場合はビタミンCの栄養表示が必要。

## 裏面

栄養成分表示(1粒100mg中)	
熱量	0.8kcal
炭水化物	0.01g
たんぱく質	0.01g
ナトリウム	0.005g
コラーゲン	0.01g

### 召し上がり方

～2粒を目安に、水またはぬるま湯と一緒にお召し上がり下さい。

名称 : つるつる丸粒くん  
原材料名 : デキストリン、コラーゲン、ビタミンC、ヒアルロン酸、結晶セルロース  
内容量 : 100mg×約100粒  
賞味期限 : 枠外記載  
保存方法 : 冷暗所に保存してください。  
販売者 : ○○株式会社

賞味期限2011. 3. 18

表面

# つるつる丸粒くん

健康の保持増進効果等に該当(健康増進法)

<特徴>

1粒でお肌がぷるんぷるんに生まれかわります。

特許の技術により皮膚への吸収が世界最速に

ビタミンCもたっぷり配合

医薬品的な効果効能の暗示(薬事法)

根拠が必要(景品表示法)  
不実証広告:性能や効果について著しく優良であると示す表示については、表示の裏づけとなる合理的な根拠を提出するように求められた場合は一定期間内に合理的な根拠を示す資料を提出しないと不当表示とみなされる。